御泊	
御額を記載します。	意 「2」欄には、その金額に千円・
	未満の端数が生じたときは、その端
	数を切り捨てた金額を記載しますが、その端
	数が「18」 欄で切り捨てた千
	-円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金

<u> </u>	留保金 課税留保金	預	短対 領	ナー	る 税 額 の 計 算 税 額	平
	- 3,000 万円相当額以下の金額	1	円 000	(1)	Э	平三十・四
()	18) 又は(3,000万円× ₁₂)のいずれか少ない金額)	•		(1)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	匹 • —
	3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 ((18) - (1))又は(1億円× ₁₂ -(1))のいず か少ない金額)	2	0 0 0	(2)) の 15 % 相 当 額 6	以後終了事
年	E 1 億円相当額を超える金額 (18)-(1)-(2)	3	0 0 0	(3)) の 20 % 相 当 額 7	後終了事業年度分
	計 (18) (1) + (2) + (3)	4	0 0 0		計 (5)+(6)+(7)	
	課税	留			額 の 計 算	
=	留保所得金額 (別表四「49の②」+連結法人間配当等の 当期支払額-連結法人間配当等の当期受取額 4	9	H —		住 中 小 企 業 者 以 外 の 法 人 民 ((別表一(一)「2」+「5」+「7」+「10の 税 外書」-「12」-「18」) - 別表六(十一) 類 [23] - 別表六(十二)「17」- 別表六(十 三)「22」- 別表六(十四)「24」 - 別表六	
 其	前 期 末 配 当 等 の 額 (前期の(11))	10		住	の (二十一) 22] - 別表六(二十二) 23] - 別表六(二十十二) 12] - 別表六(二十十二) 12]	
信		11		民	((別表一(一) 2] + 5] + 7] + 10の 外書」 - 12] [18]) - 別表六(七) 18] - 別表六(八) 10] - 別表六(九) 12] - 別表六(十一) 12] - 別表六	
\$	(別表一(一)「4」+「5」+「7」+「10の外 書」-「12」-「19」+「36」-「40」-「41」)	12		税	(十二)「17」 一別表六(十三)「22」 一別 20 る 表六(十四)「24」 一別表六(十七)「18」 一別表六(十八)「18」 一別表六(十九) 「49」 一別表六(二十一)「22」 一別表六 人 (二十二)「23」 一別表六(二十三)「40」	
客	住 民 税 額 (25)	13		額	一別表六(二十四)「21」一別表六(二 十五)「22」一別表六(二十六)「28」 類表六(二十七)「12」)	
0	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の十二)「1」)	14			住 民 税 額 ((19) 又は(20))×16.3%	
 	(12) + (13) - (14) (マイナスの場合は0)	15		0	特 定 特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×20%	
第	当期留保金額(9)+(10)-(11)-(15)	16		計	金 を 支 し (21)+((別表-(-)「12」) ×20% 出	
留	保 控 除 額 (別表三(一)付表「28」)	17		算	し た 住民税額から控除される金額 ((22) 又は(23) のいずれか少ない金額) 24	
課	税 留 保 金 額 (16) - (17)	18	000		住 民 税 額 25	

別 表 三 (一)